

人材派遣会社グッドウィル 「名ばかり管理職」 残業代等請求事件

勝利和解についての声明

2010年10月5日

首都圏青年ユニオン
同 顧問弁護士

- 1 2010年9月29日、東京地裁民事第11部において、大手人材派遣会社であった被告株式会社グッドウィル(以下、「グッドウィル」という)と、グッドウィル各支店長であった原告17名との間で解決金の支払いによる和解が成立した。
- 2 本件訴訟において、原告らは、グッドウィル各支店において長時間労働の実態があり、時間外労働および深夜労働、休日労働に対して労働基準法(以下、「労基法」という)に基づいた賃金が支払われていないとし、未払い分の賃金を請求した。また、2008年7月31日付のグッドウィルの廃業(残務整理除く)に伴う人員整理において、原告4名に行われた解雇(解雇日は翌8月末日)を不当とし、従業員としての地位の確認を求めた。
- 3 原告らは、グッドウィル各支店の店舗において、派遣登録をしている労働者に対して派遣先の紹介(いわゆる「日雇い派遣」などを含む)、派遣現場へ誘導を行う業務をおこなっていた。また、欠員などで起こるクレーム対応も含め、派遣元会社としてのあらゆる業務を、日々休みなくこなしていた。業務量は膨大であり、労働時間は許容範囲を超え、徹夜での残業が日常となっていた。
しかし、グッドウィルはわずかな役職手当を支給するだけで、残業代は一切払ってこなかった。
グッドウィルはその理由として、本件訴訟において「原告は労基法上の管理・監督者の地位にあり、賃金未払いはない」と主張した。
- 4 裁判の争点は、支店長であった原告の実態が、労基法上の管理監督者に当たるか、原告の実労働時間の特定ができるか、の2点であった。

原告らは経営方針を決定する役員会議へ参加したことはなく、部下の採用や時給引き上げの裁量権もなかった。また、原告らの勤怠は統括事業部に管理され、出勤の自由裁量もなく、長時間労働を強いられていた。原告の一人は、1ヶ月の残業時間が100時間を超え、まったく休みが取れない月もたびたびあったことを法廷で意見陳述した。さらに、原告らは、割増賃金の原則の適用外とされるほどの賃金等での優遇措置を受けていたわけではない。

このように原告らの労働実態は、支店長とは名ばかりのものであり、原告は労基法上の管理・監督者とは言えないことは明らかであった。原告の長時間労働に対して正当な対価である賃金を支払われていないことは許されることではない。

また、原告の労働実態の記録について、我々は当時グッドウィル内で使用されて

いた労務管理システムの出退勤記録、および各支店に設置された警備会社の施錠記録に基づいた労働時間を主張したが、その記録はすべて原告の長時間労働を指し示すものであった。

地裁は、いわゆる「マクドナルド名ばかり店長裁判」等の裁判例にならぬ、原告が管理監督者であるとする主張の根拠を指し示すよう、グッドウィルに要求した。しかし、グッドウィルは主張の根拠を指し示すこともできない状況のまま、裁判は長期化し、グッドウィルは2009年12月末日をもって解散となった。グッドウィルが清算段階に入ったことを受け、争議の早期解決に向けて、裁判所主導のもと和解協議が行なわれ、結果和解に至った。

- 5 具体的な和解内容については、口外禁止であるが、原告17名全員が納得できる水準であり、弁護士、首都圏青年ユニオンも以下の点で原告勝利として本和解を評価した。

- 1、原告全員の労働実態を一定踏まえた正当な解決水準であること。
- 2、事実上実体がなくなったグッドウィルとの和解であること。

- 6 本訴訟の和解による解決を受けて我々は、労働市場に蔓延する「名ばかり管理職」を抜本的に根絶する運動をさらに強めたい。「名ばかり管理職」によって、長時間労働への歯止めがなくなり、過労死にいたる労働者は決して少なくない。そして、労働者が正当に働いたならば、対価としての賃金を支払うことが、すべての企業が負う責任である。人間らしく働ける社会には、「名ばかり管理職」は不要である。今回の訴訟が、すべての労働者の権利獲得に向けての後押しになれたことを評価したい。

また、訴訟前から、原告17名は首都圏青年ユニオンの組合員となって、争議解決にあたってきたが、グッドウィルは首都圏青年ユニオンとの団体交渉を交渉途中から事実上拒否し続けてきた事実も忘れてはならない。労働組合との団体交渉拒否は違法であり、グッドウィルは大企業としての社会的責任をまったく果たさなかった。しかし、原告が最後まで諦めず、大企業であったグッドウィルと闘い続けたことで、今回のように勝利和解を勝ち取った事実はすべての労働者と労働組合の大きな励みとなった。

我々は、今後も正規・非正規問わず、すべての労働者全体の権利の実現のために邁進していく決意である。

以上